

告示

埼玉県告示第四百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県産業技術総合センターの公共料金の支出事務及び駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）使用料の徴収事務	株式会社デジタルSKIPス テーション 埼玉県川口市上青木三丁目 十二番六十三号	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日